

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 5 日

居宅介護支援事業所 御中

御所市高齢対策課長 西村 佳也

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）
を位置付ける場合の取扱い及びプランの届出等について

平素は、介護保険事業運営にご協力いただきありがとうございます。

標記の件につきまして、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況から厚生労働大臣が定める回数以上となっているケアプランについて、市町村への届出を義務付け、地域ケア会議等により検証を行うこととなります。ケアプランの届出は、※基準第 13 条第 18 号の 2 により平成 30 年 10 月 1 日より施行されることから、下記のとおり取扱いいただきますようお願いいたします。

なお、居宅サービス計画の届出は、本年 10 月以降に作成又は変更した計画について、作成等行った当該月の翌月の末日までに、「別紙 1」により御所市に届出を行ってください。

あわせて、現状把握のため本年 10 月以前の利用者で該当者のある場合は、全件について本年 10 月末日までに「別紙 2」によりご報告をお願いします。

記

1. 厚生労働大臣が定める回数（1 月につき）及び訪問介護（生活援助中心型）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
2 7 回	3 4 回	4 3 回	3 8 回	3 1 回

2. 1. の回数以上の訪問介護を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討すること

3. 当該居宅サービス計画に訪問介護（生活援助中心型）が必要な理由を記載すること

4. 当該居宅サービス計画を作成等行った当該月の翌月の末日までに、御所市に届け出ること

※指定居宅介護支援等の事業人員及び運営に関する基準（H11 年厚生省令第 38 号）